

株式会社A-WIND ENERGY「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する
勧告について

平成27年5月1日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社A-WIND ENERGYに対し環境保全の観点から勧告を行った。
勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県潟上市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大44,650kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成26年11月27日
住民等意見の概要受理	平成27年 1月26日
秋田県知事意見受理	平成27年 4月13日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社A-WIND ENERGY「(仮称) 潟上海岸における 風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総論

対象事業実施区域の周辺には、既設及び計画中の風力発電事業が存在することから、これら事業との複合的な環境影響について、他の事業者と情報を共有し、調整を図りながら、影響を受けるおそれのある環境要素を整理・再検討した上で調査、予測及び評価を行うこと。

なお、整理した事項及び検討の経緯を環境影響評価準備書に記載すること。

2. 各論

(1) 植物について

- ① 対象事業実施区域の保安林においては、松くい虫防除対策事業等が行われていることから、専門家等の意見を聴いた上で、松枯れの拡大を防止するよう伐採時期等を考慮した事業計画とするとともに、樹木を伐採する時期を記載すること。
- ② 対象事業実施区域の保安林内には外来種であるニセアカシアが侵入しているため、松林を伐採後に重機で整地した場合、一斉にニセアカシアが発芽する可能性があることから、専門家等の意見を聴いた上で、分布拡大を防止するための適切な措置を検討すること。

(2) 生態系について

対象事業実施区域における動物の生息状況及び植生状況は、本事業の南側で隣接して計画している風力発電事業と概ね同じであると考えられることから、注目種として共通の種を選定することを同風力発電事業の事業者と検討し、可能な限り、共通の予測及び評価手法を用いること。

(3) 景観について

陸上からの景観の変化に加え、海上からの景観の変化について、風力発電機や男鹿半島等の景観資源が一望できるような位置を選定し、フォトモンタージュ等により予測及び評価を行うこと。

(4) 廃棄物等（残土）について

事業実施に伴い発生する残土について、造成計画を勘案し、環境影響評価項目として選定することの可否について再検討すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、土量バランスを含めた造成計画の詳細を明らかにした上で、その判断に至った経緯を記載すること。